

# (仮称) JRE 鏡野風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する岡山県知事意見

令和4年2月22日

本事業は、事業実施想定区域が1,189.2ha、発電所出力が最大92,400kwであるが、同区域には、植生自然度が高い森林の他、特定植物群落であるブナ林やイヌワシ、クマタカ、オオタカなどの希少猛禽類をはじめ多種多様な動植物が生息・植生し、良好な自然環境がまとまって存在している地域である。

また、その周辺には、鳥獣保護区、県立自然公園等の自然環境とともに、学校、住居、医療機関等が存在しており、工事の実施に伴う土地改変や施設の供用による環境保全上の影響が懸念される。

については、本事業に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減するため、影響評価方法書（以下「方法書」という。）の作成に当たっては、次の事項を反映させること。

## 記

### 1 総括的事項

- (1) 計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）の手続では、原則として、事業に係る発電設備等の構造若しくは配置、事業を実施する位置又は事業の規模に関する複数の案を示し、これらを比較検討することが求められるが、本配慮書では、こうした複数案が示されておらず、特定植物群落等の保全すべき良好な自然環境に対する重大な環境影響の回避、低減の検討が不十分なまま事業実施想定区域が設定されている可能性がある。こうしたことから、後述の個別的事項に係る各項目に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、事業実施想定区域の見直し及び風力発電機の基数の削減を含む事業計画の抜本的な見直しを行うこと。
- (2) 工事の実施に係る環境影響については、計画熟度が低いとして、計画段階配慮事項として選定されていないが、方法書以降の手続においては、計画熟度を高め、環境影響のおそれがある項目について漏れなく選定して環境影響評価を実施し、その結果を踏まえて適切な環境保全措置を講じることにより、環境影響を回避又は低減すること。
- (3) 配慮書の縦覧中に提出された環境保全上の意見については、現地調査と専門家からの意見聴取等によって環境影響評価と環境保全措置の科学的根拠を明確にするるとともに、住民等にわかりやすい表現を用いて見解を示すこと。
- (4) 地域住民等に対しては、事業概要等のみの説明ではなく、風車の回転で生じる影による影響や地域の主要な眺望点及び水源かん養保安林の区域の一部を改変する可能性があることから、事業実施に伴う環境影響について具体的な説明を行って、合意形成を図ること。  
なお、説明に当たっては、わかりやすく丁寧な情報提供に努めることとし、特に景観への影響については、風力発電機の完成後のフォトモンタージュを提示して説明すること。
- (5) 関係市町村長から別紙のとおり意見が提出されていることから配慮すること。
- (6) インターネットによる図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表することなど、利便性の向上を図ること。

## 2 個別的事項について

### (1) 騒音、超低周波音について

事業実施想定区域の周囲は、富小学校、富保育園、鏡野町富指定通所介護事業所、富診療所、グループホームバオバブの木など（以下「学校等」という。）の環境保全上留意が必要な施設が存在していること、風力発電機は昼夜問わず稼働するため静穏な夜間等にも騒音や超低周波音が発生すること及び超低周波音は普通騒音よりも距離減衰が少なく遠方まで伝搬しやすいことを踏まえ、風力発電機の位置等の検討に当たっては、最新の知見等に基づき調査、予測を行い、その結果を踏まえて学校等と風力発電機との間に十分な離隔距離を確保するなど、騒音及び超低周波音による影響を可能な限り低減すること。

なお、騒音及び超低周波音の伝搬は地形や風況によって影響を受ける場合がある。そのため、予測手法の検討に当たっては、学校等のほとんどが谷に立地していることを踏まえ、回折や減衰のみならず、地形及び風況による影響を適切に把握できる調査地点を選定するなど、地形及び風況による影響についても考慮すること。

### (2) 風車の影について

学校等が存在する区域も風車の影の調査地域に含め、風力発電機の配置等や数値シミュレーションの結果に基づく環境保全措置を明確にし、風車の影による影響を可能な限り低減すること。

### (3) 水環境について

事業実施想定区域の周囲は、降雨量が多く土砂流出防備保安林や浄水場が分布している。工事の実施に伴う土地の改変により、大規模に裸地が発生することで、森林のかん養機能が低下するだけでなく、地下水位への影響や周辺河川等への流出パターンが変更され、土砂及び濁水の流出等が懸念される。このため、かん養機能の低下、地下水位への影響、周辺河川等への土砂や濁水の流出等の環境影響の程度について専門家に意見聴取する等により調査及び予測を行い、その結果を踏まえて改変面積を必要最小限に留め、工事の実施に伴う水環境の変化による影響を回避又は低減すること。

なお、利水状況の調査は、浄水場の浅井戸だけでなく一般家庭での昔ながらの井戸を利用している場合も含めて実態調査を実施すること。

### (4) 動物について

ア 事業実施想定区域及びその周辺は、特別天然記念物のオオサンショウウオ、天然記念物のヤマネをはじめ、ナガレタゴガエル、ナゴヤダルマガエルなど非常に多くの希少動物の生息が記録されており、工事の実施に伴う土地の改変による影響が懸念される。このため、現在の分布・生息状況を現地調査の上、予測を実施し、その結果を踏まえて必要な環境保全措置を講じることにより、本事業の実施による動物への影響を可能な限り回避又は低減すること。

なお、調査及び環境保全措置の検討に当たっては、専門家の意見聴取を行うこととし、併せて、脊椎動物の哺乳類、鳥類、両生・爬虫類だけでなく、無脊椎動物等について専門家の意見聴取を検討すること。

イ 事業実施想定区域及びその周辺には、鳥獣保護区が存在し、鏡野町富地域を唯一の生息地としている同町の天然記念物であるヤマセミだけでなくイヌワシ、ク

マタカ、オオタカ等の猛禽類など多様な鳥類及びコウモリ類の生息が確認されている。本事業の実施により、風力発電機へのバードストライク、バットストライク、土地の改変による生息環境の変化など、鳥類及びコウモリ類への影響が懸念される。このため、現地調査及び予測を実施し、その結果を踏まえて必要な環境保全措置を講じることにより、影響を可能な限り回避又は低減すること。

また、行動圏が広域に及ぶ鳥類の調査に当たっては、調査範囲を事業実施想定区域の上空に限定せず、生態を踏まえ広く設定することとし、生態が未解明な種が多いコウモリ類の調査に当たっては、専門家の意見を聴取の上、的確に調査を実施すること。

#### (5) 生態系について

事業実施想定区域及びその周辺には特定植物群落であるブナ林が存在している。ブナ林は既に県内では局所的にしか残存しておらず、大空山及び山乗山のブナ林は、学術的にも環境保全の面からも極めて重要な植生であるが、小面積にしか分布していないため、改変区域を最小化したとしても当該特定植物群落及びその周辺の生態系への影響は大きいと考えられる。

特に山乗山のブナ林については、本配慮書の記述でも専門家によりその衰退が指摘されており、工事の実施に伴いブナ林が消失するなど重大な環境影響が生じるおそれがある。

については、現地調査を実施してブナ林が存在する区域を明らかにし、その結果を踏まえてブナ林及びその保全に必要な周辺植生を事業実施想定区域から除外するなど環境影響を回避すること。

#### (6) 景観について

事業実施想定区域及びその周辺は、おかもやま景観百選の白賀溪谷をはじめとした景観資源が存在し、風力発電機が視認できる範囲には、住居やキャンプ場が含まれることから、本事業の実施により広範囲の眺望景観への影響が懸念される。

また、主要な眺望点である富栄山及び大空山の区域の一部を改変すれば、優良な眺望地点の消失につながるなど景観保全の上で重大な環境影響が生じるおそれがある。

このため、風力発電機の配置や色彩等の検討に当たっては、フォトモンタージュを作成し、地域住民等や関係団体から広く意見聴取を行った上で、影響の程度を整理し、その結果を踏まえた措置を明確に示し、事業による影響を回避又は低減すること。

なお、眺望点や景観資源の選定は、文献やホームページだけでなく地域住民等や関係団体から聴取した意見を整理し、風力発電機のみではなく、架空送電線等の付帯設備を含めるとともに、予測・評価を行う主要な眺望点に白賀溪谷を含めること。

#### (7) 人と自然との触れ合いの活動の場について

登山ルート of 直接改変の可能性を含め、事業実施による人と自然とのふれあい活動の場への影響について、地域住民等や関係団体から広く意見聴取を行った上で、影響の程度を整理し、その結果を踏まえた措置を明確に示し、事業による影響を回避又は低減すること。

#### (8) 廃棄物等

工事の実施により、相当量の伐採木や建設残土等の発生が想定されることから、方法書以降の手續においては、廃棄物及び残土について環境影響評価項目として選定し、その発生量の予測・評価を行い、その結果を踏まえて、改変面積を最小化するなど工事の実施による環境影響を低減すること。

なお、風力発電機等の耐用年数や更新時期について検討し、事業終了後の適切な廃棄処分に係る計画を策定すること。

(9) 文化財等について

拡幅を行う既存道路の周辺には複数の埋蔵文化財、史跡及び土砂災害特別警戒区域が存在していることから、計画熟度を高めるに当たっては、これらを事業実施想定区域に含める必要性について検討するとともに、関係部署と十分に協議すること。

鏡野安全第669号  
令和4年1月25日

岡山県環境文化部長 殿

鏡野町長 山崎 親 男  
(公印省略)

(仮称) JRE鏡野風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見について

令和3年12月16日付け、企環第164号で照会のあった標記の件について、  
別紙のとおり回答します。

(問い合わせ先)

鏡野町 暮らし安全課 (担当: 沼)

TEL: 0868-54-2780

FAX: 0868-54-4823

e-mail: kankyo@town.kagamino.lg.jp

## (仮称) JRE鏡野風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見

### 1 全体的事項について

- (1) 環境影響評価方法書において、可能な限り事業内容を具体化するとともに、評価指標について国が示す指標数値を明示し、平易な表現や図を用いるなどして住民が理解しやすい内容とすること。
- (2) 環境影響評価の手続において、広く住民から募った有用な意見を事業計画に反映させていくことが重要であることから、環境影響評価方法書説明会の開催にあたっては、住民参加が広く図られるよう対応するとともに、住民に対し丁寧な説明を行い、十分な理解が得られるよう努めること。また、地元説明は区長のみではなく関係地区全ての住民に行い、同意を得た上で事業を実施すること。
- (3) 風力発電施設に係る設置完成予想図（具体的な風景）を早期に作成するとともに計画位置の詳細を示し、住民及び関係者等の意見を再度確認する機会を設けること。また、最終的には住民及び関係者等の理解を得ること。
- (4) 風力発電事業終了時の施設撤去費用を確保するよう事業計画すること。また、保証契約する等、倒産時の施設撤去者を明確にすること。

### 2 個別的事項について

#### (騒音及び低周波音)

事業実施想定区域及びその周辺には、民家、公共施設及び福祉施設等（以下「民家等」という。）が存在しているため、工事による騒音や、風力発電機の稼働による騒音、低周波音の影響及び地元住民からの苦情が懸念される。そのため、民家等への影響を回避するため、風力発電機は民家等との距離を十分に確保するとともに、隔離距離の安全性の根拠を示すこと。

#### (廃棄物)

風力発電機などの設置工事に伴い発生する廃棄物（伐採木や廃土等）は、関係法令を遵守し適切に保管・処分すること。

(水環境)

施工予定地の下流域には、富中央簡易水道の水源地や、住民が使用する井戸、山水等の水源があるものと推測される。それらの調査を行い、工事の施工時及び風力発電機の稼働後も影響がないように配慮すること。

(自然保護団体等への説明責任)

町で把握する以下の自然保護団体並びに登山団体（以下「自然保護団体等」という。）へ、風力発電事業の説明及び協議を必要に応じ実施し、自然保護団体等への説明責任を果たすこと。また、計画段階環境配慮書で意見のあった自然保護団体、環境団体等においても、真摯な対応を行い、説明責任を果たすこと。

- ・白賀川地域協議会 事務局 佐古庸二
- ・上齋原ふるさと掘り起こし委員会 会長 藤木精二
- ・鏡野ノルディックウォーク同好会 会長 小林洋栄
- ・鏡野遊歩会 会長 水島始
- ・苫西登遊会 会長 安藤政幸

(その他)

- (1) 事業実施想定区域は、保安林と普通林が含まれるため、事前に森林法に基づく必要な手続き等を関係機関と進めること。
- (2) 事業実施想定区域は、湯原奥津県立自然公園が含まれるため、事前に岡山県立自然公園条例に基づく必要な手続き等を関係機関と進めること。
- (3) 事業実施想定区域は、霰山鳥獣保護区が含まれるため、事前に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく必要な手続き等を関係機関と進めること。
- (4) 岡山県県土保全条例等開発行為に係る必要な手続き等を関係機関と進めること。

真環境第 253 号  
令和 4 年 (2022 年) 1 月 13 日

岡山県環境文化部長 様

真庭市長 太 田 昇  
(公印省略)

(仮称)JRE 鏡野風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見について (回答)

令和 3 年 12 月 16 日付け、環企第 164 号で照会のありましたこのことにつきまして、以下のとおり回答します。

#### 環境配慮書に係る意見

事業実施想定区域は一級河川旭川水系目木川の最上流域にあたるため、開発工事による土砂の流出や、開発地の樹木等の伐採により、降雨時の流量が増加することによる目木川流域への影響が懸念される。

開発工事時は土砂の流出を防ぐ対策を講じていただきたい。

また、開発地においては、樹木等の伐採や土地の改変を最小限に抑えるなど、降雨時河川に流入する水量が急激に増加することが無いような計画を検討いただきたい。

市境から 1 km 未満に事業実施想定区域があり、市境をまたがり県立自然公園や保安林、鳥獣保護区などが存在する。風力発電施設が自然植生や動物の生態系に与える影響について十分な調査を行い結果を公表していただきたい。

風力発電施設から発生する騒音及び低周波音や景観への影響等が及ぶ恐れのある地区には説明会を開くなど、地域住民等への十分な説明に努めていただきたい。

また、関係法令等について、県、市の担当部局との調整を行うようお願いしたい。